

島根県警察による信号機の総点検の実施について

1. 経緯

(1) 警察庁通達の概要

平成 31 年 3 月 14 日付け警察庁交通局長発出
各地方機関の長、各都道府県警察の長宛て
「信号機の設置の合理化等の更なる推進について (通達)」

信号機の設置の合理化等について、今後 5 年間、集中的に取り組むこととしたので、各都道府県警察にあっては遺漏ないように対応されたい。

＜基本的な考え方＞ (抜粋)

信号機は、交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は交差点の処理能力を改善させることができるが、設置後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったものを放置した場合には、信号無視の誘発や、自動車等を不要に停止させ遅れ時間を増加させるなどの支障を及ぼすおそれがあるほか、信号機による交通規制に対する信頼や国民の遵法意識を損なうことともなりかねない。

そこで、信号機の設置の在り方のより一層の合理化を推進する観点から、設置指針に照らして全ての信号機の設置の必要性を点検し、その結果に応じて必要性の低下した信号機の撤去又は移設 (以下「撤去等」という。) を図るとともに、設置自体に合理性が認められる信号機についても設置方法の効率化を図ることとする。

(2) 島根県警察の対応

警察庁通達に基づき、県内の信号機の総点検を、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で実施する。

(3) 出雲警察署の対応

出雲管内の全ての信号機の総点検を順次実施することとし、今年度は、斐川地域の信号機の点検を実施する。

2. 総点検の内容

①点検等

全ての信号機を対象として点検を行い、設置当時から交通実態等が大きく変化するなど設置指針に照らしてその設置の合理性について重点的に点検を行う必要性の高い信号機については、交通実態、交通事故発生状況等を把握し、調査・分析を行う。

②分類

設置指針に照らして全ての信号機を以下の3分類に整理する。

- ア 現状で撤去等することが妥当であると考えられる信号機
- イ 現状では維持する必要があるものの情勢の変化等に応じ令和5年度末までに撤去等の可否を検討する必要性がある信号機
- ウ それ以外の信号機

3. 点検後の対応

総点検の結果、2②アに分類した信号機については、計画的に撤去等を検討する。撤去等に当たっては、地域住民や道路管理者等の関係者と十分に調整を行う。特に地域住民に対しては、信号機の必要性が低下した状況、撤去等を行った後の安全性について説明を行うなどして、その理解を求める。

特に、一灯点滅式信号機については、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討する。

4. 今年度の状況及び今後の予定

(1) 今年度の状況

出雲警察署において、斐川地域の信号機の点検を開始され、以下の4箇所について、信号機の撤去等が検討されている。

【一灯点滅式信号機】

- ①湯の川橋南詰交差点（斐川町学頭）
- ②東本町交差点（斐川町荘原）

【定周期式信号機】

- ③市道砂川道路・カフェレストランロワール北交差点（斐川町今在家・上直江）
- ④市道砂川道路・宍伊藤工事前交差点（斐川町原鹿・福富）

①、②の2箇所については、昨年12月に、出雲警察署が1回目の地元説明会を開催され、本年2月上旬に2回目の地元説明会の開催を予定されている。

③、④の2箇所については、本年2月中旬に、出雲警察署が地元説明会の開催を予定されている。

今後も時間をかけて説明し、地元の理解を深めていく。

(2) 今後の予定

- 令和2年度：大社地域、佐田地域、出雲地域
- 令和3年度：平田地域、斐川地域、出雲地域
- 令和4年度：平田地域、多伎地域、湖陵地域、出雲地域
- 令和5年度：出雲地域

※現時点における予定であり、点検の進捗状況により変更があり得る。

※参考：信号機設置の指針

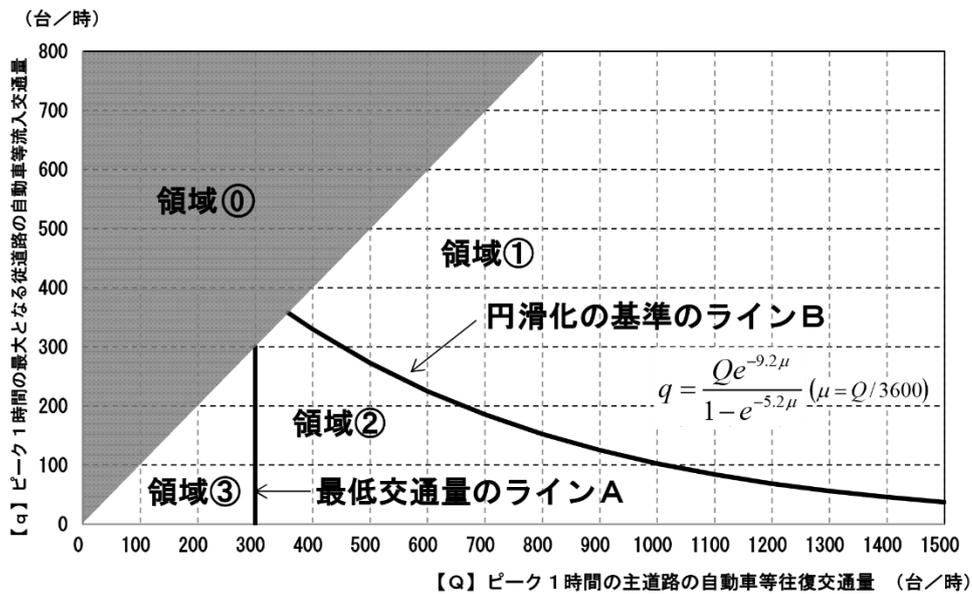
信号機を設置する場合は、信号機を設置しようとする場所が、次の【必要条件】のいずれの条件にも該当するとともに、原則として【択一条件】のいずれかの条件に該当すること。

【必要条件】

- ア 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- イ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断がない場所については、この限りではない。
- ウ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。
- エ 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。
- オ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。ただし、信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではない。

【択一条件】

- ア 信号機を設置しようとする場所又はその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。
- イ 小中学校（特別支援学校の小中学部を含む。）、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。
- ウ 交差点において、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路（従道路が複数ある交差点にあつては、最も自動車等流入交通量の多い従道路）の自動車等流入交通量が、図「信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件」（別添）で示す領域①にあること。
- エ 歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であつて、直近に立体横断施設がないこと。



(図) 信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件

注：ただし、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量が300台未満であっても、1日のうち、ある1時間において、主道路の自動車等往復交通量が300台以上となる場合は、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間をピーク1時間と置き換えることができるものとする。

ラインの考え方

最低交通量のラインA

1時間の自動車等往復交通量が概ね300台以下となると、歩行者が信号無視をする割合の上昇が急となる傾向が見受けられたことから、300台を最低交通量のラインAとして設定した。

円滑化の基準のラインB

従道路に一時停止規制がある信号のない交差点において、従道路に渋滞が発生する限界交通量を算出する数式を円滑化の基準のラインBとして設定した。このラインより上側の領域(ライン含む)では従道路に渋滞が発生し、下側の領域については従道路に渋滞が発生しないと考えることができる。

領域の考え方

領域④ 理論的に描画されない領域(網掛け部分)

領域①

設置：交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置が可能な場所

撤去：交通の円滑の確保の観点から、原則として信号機の撤去について、環状交差点の導入等の十分な検討を要する場所

領域②

設置：交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置を要しないが、交通の安全の確保の観点から信号機の設置について検討できる場所

撤去：交通の安全の確保の観点から、問題がない場合については、信号機の撤去について検討できる場所

領域③

設置：原則として信号機の設置を要しない場所

撤去：原則として信号機の撤去の検討を要する場所